

制度を始めます

問 企画政策課企画担当 (☎65・2154)

クス、Eメールで企画政策課企画担当 (〒445-8501住所不要/FAX56・0212/✉kikaku@city.nishio.lg.jp) へ。寄附申出書は同課に用意。市ホームページからもダウンロードできます。また、同課から郵送もできます。

②寄附金の支払い

(1)~(5)のいずれかの方法で、お支払いください。

(1)クレジットカードによる支払い

※インターネットによる申し込みのみ可

(2)市が送付する納付書による金融機関での支払い

(3)市が送付するゆうちょ銀行払込取扱票による郵便局での支払い

(4)現金書留による支払い

※手数料は寄附者の負担となります。

(5)企画政策課窓口での支払い

③領収書・お礼の特産品の到着

寄附金の支払い後、おおむね1か月程度で領収書(寄附金の受領を証明する書類)とお礼の特産品を、それぞれお送りします。領収書は寄附金の控除を受けるため、確定申告の際に必要となりますので、大切に保管しておいてください。

※金融機関またはゆうちょ銀行で支払った場合は、支払いの際に領収書が発行されます。

④確定申告で控除の申告

27年12月末までに寄附した場合は、28年2月から3月に確定申告をしてください。

左表は、2,000円を除く全額が所得税や個人住民税から控除される、寄附金(ふるさと納税)の金額の目安で、寄附者の給与収入とその家族構成ごとに記載しています。

なお、左表は給与所得者のケースであり、年金収入のみの方や事業者の方は左表とは異なります。また、金額は目安であり、その年の収入や各種控除により金額が変わりますので、ご注意ください。

●表の見方

給与収入が300万円未満で独身の方の場合、寄附金の金額が31,000円以内であれば、2,000円を除く29,000円が控除されるため、実際に自己負担する額は2,000円となります。なお、寄附金の金額が31,000円を超えると、その分自己負担する額が増えることとなります。



お礼の特産品を紹介します

お礼の特産品は、①~③の中から選択できます。寄附金額が10,000円以上20,000円未満の場合は1種類、20,000円以上30,000円未満の場合は2種類、30,000円円以上の場合は3種類全ての特産品を贈呈します。



①抹茶製品詰め合わせ

特許庁の地域ブランドに認定されている「西尾の抹茶」を使用した高級抹茶はじめ、6種類の抹茶製品の詰め合わせ



②うなぎ蒲焼セット

特許庁の地域ブランドに認定されている「一色産うなぎ」を使用したうなぎの蒲焼セット(2尾合計約200g、たれ・さんしょう付)



③えびせんべい詰め合わせ

海老のむき身を使用した伝統的な「特上小花」やイカゲソを練りこみ海の香りが広がる「いか舞扇」など6種類のえびせんべいの詰め合わせ

西尾市ふるさと応援寄附金

6月から、市のまちづくりをより多くの皆さんに応援していただくため「西尾市ふるさと応援寄附金制度（ふるさと納税）」を始めます。

この制度は、地場産業の活性化と独自財源の確保を図るとともに、市の魅力を広く全国に発信することを目的として、市へ10,000円以上を寄附した方に、市の特産品などをお礼として贈呈するものです。

●対象者

27年6月1日(月)以降に、西尾市へ10,000円以上を寄附した個人の方（市内在住の方も対象）

●寄附金控除について

寄附した場合、2,000円を超える部分について、一定額を上限に所得税（復興特別所得税を含む）や個人住民税から控除されます。寄附金の控除を受けるには、原則として確定申告を行う必要があります。

ただし、給与所得者等で、一定の条件を満たす方は、申請することにより確定申告などが不要となる「ワンストップ特例」の適用を受けることができます。ワンストップ特例制度の詳細は、市ホームページをご覧ください。企画政策課企画担当へお問い合わせください。

●寄附金の活用方法

寄附した本人に、①～⑩の中から寄附金の活用方法を選んでいただきます。

- ①公共交通対策に関する事業
- ②福祉に関する事業
- ③防災に関する事業
- ④産業振興・観光に関する事業
- ⑤教育に関する事業
- ⑥環境に関する事業
- ⑦歴史民俗資料館の建設（西尾城跡整備）に関する事業
- ⑧総合運動場整備に関する事業
- ⑨市長が推進する事業
- ⑩上記以外の事業

●手続きの流れ

①寄附の申し込み

(1)または(2)の方法で、申し込んでください。

(1)インターネットによる申し込み

ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」内の西尾市のページから申し込んでください。ポータルサイトは市ホームページからアクセスできます。

(2)窓口、郵送、ファクス、Eメールでの申し込み

寄附申出書を記入の上、直接または郵送、ファ

●寄附金（ふるさと納税）の金額の目安

出典：総務省

寄附者本人の 給与収入	寄 附 者 の 家 族 構 成					
	独身または 共働き	夫 婦	共働き+子1人 (大学生)	夫婦+子1人 (高校生)	共働き+子2人 (大学生・高校生)	夫婦+子2人 (大学生・高校生)
300万円	31,000円	23,000円	19,000円	15,000円	10,000円	4,000円
400万円	46,000円	38,000円	34,000円	30,000円	25,000円	17,000円
500万円	67,000円	59,000円	52,000円	46,000円	42,000円	33,000円
600万円	84,000円	76,000円	73,000円	68,000円	65,000円	53,000円
700万円	118,000円	108,000円	105,000円	86,000円	83,000円	75,000円
800万円	141,000円	131,000円	128,000円	122,000円	118,000円	109,000円
900万円	164,000円	154,000円	151,000円	145,000円	141,000円	132,000円
1,000万円	188,000円	179,000円	176,000円	170,000円	166,000円	157,000円
2,000万円	572,000円	560,000円	556,000円	548,000円	544,000円	532,000円

※「夫婦」は寄附者の配偶者に収入がない（寄附者が配偶者控除を受けている）ケースを表します。

※「共働き」は寄附者が配偶者（特別）控除の適用を受けていない（配偶者の給与収入が141万円以上の）ケースを表します。

※「高校生」は16歳から18歳の扶養親族を、「大学生」は

19歳から22歳の特定扶養親族を表します。

※中学生以下の子どもは控除額に影響がないため、計算に入れる必要はありません。例えば「夫婦+子1人（小学生）」と「夫婦」は、同額になります。また「夫婦+子2人（高校生と中学生）」と「夫婦+子1人（高校生）」は、同額になります。

豊田将史カウンターテナーコンサート



時 8月21日(金) 午後6時30分開場、7時開演
場 文化会館小ホール

出演者 豊田将史 (カウンターテナー)、牧真之 (チェンバロ)、水野彰子 (ピアノ)、岡田真実 (バイオリン)、宮島華子 (バイオリン)

¥全席自由 ▶前売券=1,500円 ▶当日券=2,000円

入場券販売開始日 6月2日(火)

入場券販売場所 岩瀬文庫、文化会館、一色町公民館、吉良町公民館、幡豆公民館、おしろタウン・シャオインフォメーション、喫茶ジャックス、さんがい亭

他①車いす席を利用する方は、入場券購入時に申し出てください。車いす席は岩瀬文庫のみの取り扱い
②就学前のお子さんは入場できません ③託児 (1人500円)を希望する場合は、開催日の1週間前までに予約してください ④前売り券が完売した場合、当日券は販売しません。

問文化振興課庶務担当 (☎56・6660/岩瀬文庫内)

桃太郎狂言記

時 9月5日(土) ①午後0時30分開場、1時開演 ②午後4時30分開場、5時開演

場 文化会館小ホール

内元名古屋おもてなし武将隊・信長役の憲俊 (俳優) 演出による、市民と創る新たな昔話です。

出演者 憲俊、西尾市民の皆さん

特別出演 南翔太

¥全席自由2,500円

入場券販売開始日 6月20日(土)

入場券販売場所 岩瀬文庫、文化会館、一色町公民館、吉良町公民館、幡豆公民館、おしろタウン・シャオインフォメーション

他①車いす席を利用する方は、入場券購入時に申し出てください。車いす席は岩瀬文庫のみの取り扱い
②就学前のお子さんは入場できません
③託児を希望する場合は、事前に予約してください。

問文化振興課庶務担当 (☎56・6660/岩瀬文庫内)



子育て世帯臨時特例給付金を支給します

消費税率引き上げの影響などを踏まえ、子育て世帯に対する臨時的な給付措置を実施します。

支給対象者 27年6月分の児童手当(特例給付を除く)の受給者および要件を満たす者

対象児童 支給対象者の27年6月分の児童手当(特例給付を除く)の対象となる児童

給付金額 対象児童1人につき3,000円

申請方法 6月中旬までに申請書と返信用封筒を郵送

しますので、必要事項を記入の上、返送してください。なお、公務員は勤務先から配布される申請書を提出してください。

※7ページに掲載の児童手当現況届を提出していた方々は、現況届と申請書を兼ねていますので、同時に手続きすることができます。

提出期限 12月1日(火)

問子育て支援課手当担当 (☎65・2109)

生産緑地地区指定の説明会を開催します

旧幡豆郡3町地域の生産緑地地区の指定に向け、制度の内容や今後の申請手続きなどの説明会を下表のとおり開催します。対象者には、6月中旬までに案内を郵送しますので、指定の日時にお越しください。なお、指定の日時に都合が悪い場合は、別の日時にご参加ください。

対象となる土地 旧一色町、旧吉良町、旧幡豆町地域の市街化区域内にあり、次の①～④全ての要件を満たす農地等
 ①良好な生活環境機能の保全および公園などの公共

- 施設の用地として適していること
- ②面積が500㎡以上の規模であること(隣接している他の人の農地と合わせることもできます)
- ③農業の継続が可能であること
- ④農地の所有者など関係者全員の同意が得られていること

指定されることによる制限

- ①農地として30年間適正な管理や保全が必要です。
- ②建築物などの新築、宅地造成はできません。

問都市計画課計画担当 (☎65・2144)

お住まいの地域	日 時	会 場
一色地域	7月8日(水) 午後7時	一色地域交流センター多目的ホール(1階)
	7月12日(日) 午前10時	一色地域交流センター多目的ホール(1階)
吉良地域	7月4日(土) 午前10時	吉良町公民館講堂(2階)
	7月7日(火) 午後7時	横須賀ふれあいセンター多目的ホール(1階)
幡豆地域	7月4日(土) 午後2時	幡豆ふれあいセンター多目的ホール(2階)
	7月6日(月) 午後7時	幡豆いきいきセンターつつじホール(2階)
上記以外の地域	7月12日(日) 午後2時	西尾市役所51ABC会議室(5階)

創業支援セミナーを開催します

創業の基礎知識や資金調達などを分かりやすく解説する「創業支援セミナー ～創業の基礎知識とビジネスプランの立て方～」を開催します。創業に年齢や性別の制限はありません。会社員や退職した方、主婦、学生など、興味のある方は、ぜひご参加ください。

対創業を予定している方や創業・経営に興味のある方、創業して間もない方。市外在住の方も参加できます。

時6月20日(土) 午後1時30分～4時30分

場西尾市役所51会議室(5階)

講内①税理士 天野卓男氏「創業の基礎知識とビジネスプランの立て方」②韓国料理店 柵木哲朗氏「創業者に聞く成功体験談」③公益財団法人あいち産

業振興機構職員「創業支援制度の紹介」④愛知県信用保証協会総合相談室職員「計画的な資金調達」
 ※セミナー後に個別相談コーナーを設置します。講師や内容は、変更となる場合があります。

定80人(先着順)

¥無料

共催 西尾市、西尾商工会議所、一色町商工会、西尾みなみ商工会、西尾信用金庫、愛知県信用保証協会

他定員に満たない場合は当日参加もできます。

申問直接または電話、ファクスで市商工観光課商工担当(☎65・2168/ファクス57・1321)へ。

児童手当現況届の提出を

現在、児童手当を受給している方は、現況届を提出してください。提出がない方は、6月分から手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

提出書類 ①現況届 ②手当受給者の健康保険被保険者証の写し ③26年分児童手当用所得証明書(27年1月2日以降に市内に転入した方のみ。1月1日現

在の住所地の市町村役場で証明を受けてください)

提出方法 6月上旬に現況届の用紙と返信用封筒を郵送しますので、提出書類を返送してください。

提出期限 6月30日(火) ※当日消印有効

問子育て支援課手当担当(☎65・2109)

戦没者の遺族の皆さんへ 「第10回特別弔慰金」の請求を受け付けます

戦後70周年に当たり、今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者の遺族に第10回特別弔慰金を支給します。

支給対象者 次の要件を全て満たす遺族のうち、下表Ⅰにおいて順位が上位の方1人に支給されます。なお、基準日（平成27年4月1日）以降に対象者が死亡した場合は、相続人が請求することができます。

- ①戦没者等の死亡当時に生まれていること（戦没者の子は、戦没者の死亡当時の胎児も含む）
- ②基準日において、遺族の中に公務扶助料等を受ける権利のある方（戦没者の妻など）がいないこと

支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

請求方法 下表Ⅱのとおり、集中受付期間を設けますので、該当地区の日時にお越しください。請求書類は福祉課、一色支所、吉良支所、幡豆支所に用意。なお、該当地区の日時に都合が悪い場合は、別の日時にお越しください。

請求期限 平成30年4月2日

※請求期限を過ぎると、第10回特別弔慰金を受けることができなくなります。

持 印鑑（国債の受け取りで使用するもの）、身分証（運転免許証や健康保険証など）、同意書（請求者に兄弟姉妹などの同順位者がいる場合）

問 福祉課社会福祉担当（☎65・2114）

▼表Ⅰ…支給対象者の順位

順位	対象者	支給要件
1	弔慰金の受給権者 ※この弔慰金は、およそ昭和27年当時に遺族へ支給された弔慰金のことをいいます。	弔慰金受給権者が配偶者の場合は次の要件を全て満たす必要があります。 ①戦没者等の死亡後、遺族以外の者と事実上の婚姻関係にあって弔慰金の受給権を取得した配偶者は、弔慰金の受給権取得時に戦没者等の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹がいないこと ②弔慰金の受給権取得後、遺族以外の者と氏を改める婚姻または遺族以外の者と事実上の婚姻をしていないこと
2	子	なし
3	父母	次の要件を全て満たす必要があります。 ①戦没者等の死亡当時、戦没者等と生計関係があること ②基準日において、遺族以外の者の養子になっていないこと（戦没者等の死亡日前の養子縁組を除く） ③基準日において、遺族以外の者と氏を改める婚姻をしていないことまたは遺族以外の者と事実上の婚姻関係にないこと（戦没者等の死亡日前の婚姻関係を除く）
4	孫	
5	祖父母	
6	兄弟姉妹	
7	父母	3～6順位に必要な要件を満たしていない方
8	孫	
9	祖父母	
10	兄弟姉妹	
11	上記以外の三親等内親族	戦没者等と引き続き1年以上生計関係があり、喪主として戦没者等の葬祭を行った方
12	上記以外の三親等内親族	戦没者等と引き続き1年以上生計関係があり、葬祭を行わなかった方

▼表Ⅱ…集中受付期間 ※時間はいずれも午前9時～午後4時

対象地域	期 日	受付場所
一色地域	7月6日(月)～8日(水)	一色支所
吉良地域	7月9日(木)・10日(金)・14日(火)	吉良町公民館
幡豆地域	7月15日(水)・16日(木)	幡豆いきいきセンター
上記以外の地域	7月21日(火)～8月7日(金) ※土・日曜日を除く。	市役所福祉課窓口



みんなで Let's スポーツ！

スポーツ教室の生徒募集

スポーツ推進委員会 夏のスポーツ教室

¥ 1回につき1人100円。ただし、中学生以下は50円

※傷害保険料を含む。当日お支払いください。

持室内用運動靴（室内種目のみ）、タオル、飲み物

他事前申し込みは不要。屋外種目は雨天中止。1回のみ参加もできます。

問スポーツ課振興担当（☎54・0002／総合体育館内）

中学校区	種目	対象	日 時 な ど	場 所
平坂	ショートテニス ニュースポーツ	小学3年生以上	6月5日～7月10日の毎週金曜日 全6回 午後7時～8時45分	平坂小学校体育館
福地	エコロベース	小学3年生以上	6月12日～26日の毎週金曜日 全3回 午後7時～8時45分	福地北部小学校体育館
			7月10日～24日の毎週金曜日 全3回 午後7時～8時45分	福地南部小学校体育館
吉良	ドッジビー	小学生以上	6月30日～7月14日の毎週火曜日 全3回 午後7時～8時45分	横須賀小学校体育館
一色	エコロベース	小学3年生以上	7月1日～15日の毎週水曜日 全3回 午後7時～8時45分	一色西部小学校グラウンド
			7月23日～8月6日の毎週木曜日 全3回 午後7時～8時45分	一色中部小学校グラウンド

夏の健康づくり教室

対市内在住または在勤で、自己の体調管理ができる方

1次申込期間 6月2日(火)～6日(土)

※抽選結果発表日…6月9日(火)

2次申込期間 6月9日(火)～13日(土)

※抽選結果発表日…6月16日(火)

3次申込期間 6月16日(火)～19日(金)

※抽選は行いません。先着順

本申込期間 6月20日(土)午後5時までに、参加料を添えて、直接ホワイトウェイブ21へ。期間内に参加料

を納入すると、本申し込みの手続きが完了します。納入がない場合は、キャンセル扱いとなります。

申各申込期間の午前9時～午後5時に、直接ホワイトウェイブ21へ。電話や郵送、代理人による申し込みはできません。1人につき1教室のみ。

他申し込み状況と抽選結果は、各発表日の午前10時に、館内掲示または市ホームページでお知らせします。

問ホワイトウェイブ21（☎34・8222）、スポーツ課施設担当（☎54・0002／総合体育館内）

教室名	運動強度	期 日 な ど	時 間	場 所	定 員	参加料
A エアロビクス	弱	7月14日～9月29日の 毎週火曜日 全10回	午前9時30分～10時30分	ホワイトウェイブ21 多目的ホール	各コース30人	各コース2000円
B 健康体操	中		午前10時40分～11時40分			
C 初心者ヨガ	弱		午後1時30分～2時30分			
D 健康体操	弱		午後2時40分～3時40分			
E エアロビクス	中	7月15日～9月30日の 毎週水曜日 全10回	午前9時30分～10時30分			
F 健康体操	中		午前10時40分～11時40分			
G エアロビクス	弱		午後1時30分～2時30分			
H 健康体操	弱		午後2時40分～3時40分			
I 初心者ヨガ	弱	7月16日～9月24日の 毎週木曜日 全10回	午前9時30分～10時30分			
J エアロビクス	弱		午前10時40分～11時40分			
K エアロビクス	弱		午後1時30分～2時30分			
L 健康体操	中		午後2時40分～3時40分			
M エアロビクス	中	7月17日～9月25日の 毎週金曜日 全10回	午前9時30分～10時30分			
N ヨガ	中		午前10時40分～11時40分			
O エアロビクス	弱		午後1時30分～2時30分			
P さわやか体操（65歳以上）	弱		午後2時40分～3時40分			